

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		市民農園の開設の認定
根拠法令及び条項		市民農園整備促進法第7条第1項
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審査基準	関係条項	市民農園整備促進法第7条第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>※ 市民農園整備促進法第7条第3項において判断する。 (市民農園の開設の認定)</p> <p>第7条</p> <p>3 市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。</p> <p>一 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。</p> <p>二 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。</p> <p>三 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。</p> <p>四 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>五 前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>六 その他政令で定める基準に適合するものであること。</p>
	参考事項	法第7条第1項（市民農園の開設の認定）と同じ。
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）